三　換気、暖房又は冷房の設備の風道が強化天井を貫通する場合においては、当該風道の強化天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

四　防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分が、当該部分の裏面に当て木が設けられている等天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十七条第二項第二号の規定に基づき、通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとすることとする。

一　通行の用にのみ供する室で、壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものであること。

二　一の被区画部分から他の被区画部分への避難の用に供しないこと。

三　一の渡り廊下の同一階における一の被区画部分に連絡する渡り廊下の開口部（屋外に面する部分に設けるものを除く。以下「区画開口部」という。）と他の被区画部分に連絡する区画開口部との距離は、区画開口部の幅（一の被区画部分に連絡する区画開口部が複数ある場合にあっては、その合計）又は高さ（一の被区画部分に連絡する区画開口部が複数ある場合にあっては、その高さのうち最も大きいもの）の数値のうち、いずれか大きい数値に二・五を乗じて得た数値以上であること。ただし、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

四　主要構造部が耐火構造であること。

五　渡り廊下の区画開口部以外の開口部に、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項に規定する防火設備を設けていること。ただし、当該開口部と被区画部分との水平距離が九十センチメートル以上である場合又は当該開口部が外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造の袖壁その他これに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

六　区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けていること。

イ　令第百十二条第十四項第二号イ及びロに掲げる構造とすること。ただし、渡り廊下に令第百二十六条の三第一項に適合する排煙設備を設けた場合にあっては、令第百十二条第十四項第二号ロの規定については、この限りでない。

ロ　直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、渡り廊下から避難の方向に開くことができるものとすること。

七　渡り廊下の室内に面する部分（防火設備からの垂直距離及び水平距離が防火設備の面積の数値の平方根以下である部分に限る。）が次のイ又はロに適合するものであること。ただし、天井又は渡り廊下の区画を構成する壁については、防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から当該壁までの水平距離が次に掲げる式により計算した数値以上である場合には、この限りでない。

$$\frac{A}{25}+0.28\ (0.38\,a\text{を超える場合は}0.38\,a)$$

この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　防火設備の面積（単位　平方メートル）

a　防火設備の高さ（単位　メートル）

イ　下地が準不燃材料で造られたものであること。

ロ　仕上げが塗厚さ二十五ミリメートル以上のせっこう又は塗厚さ四十五ミリメートル以上のモルタルを塗ったものであること。

八　給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第百二十九条の二の五第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。この場合において、同号ハ中「二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。

九　換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十六項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

十　区画開口部と居室から直通階段の出入口に通ずる通路との距離が当該区画開口部の幅又は高さのうちいずれか大きい数値に一・五を乗じて得た数値以上となるように区画開口部を設けること。ただし、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第三項第二号の規定に基づき、特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一　通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、外気に向かって開くことのできる窓（常時開放されている部分を含む。以下同じ。）（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ　排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

ロ　付室の天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）又は壁の上部（床面からの高さが天井の高さの二分の一以上の部分をいう。）に設けること。

ハ　開口面積は、二平方メートル（付室を令第百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する場合（以下「兼用する場合」という。）にあっては、三平方メートル）以上とすること。